見直し対象事業　１１

事業名：水道料金福祉還付制度

所管課　水道局　営業課

福祉サービス事業あり方検討事業の概要説明書

事業名	水道料金福祉還付制度	所管課	水道局　営業課

予算額（R 元年度）	国県支出金	地方債	その他	一般財源
32,000 千円				32,000 千円

（1）事業の目的

福祉施策の一環として、別府市に住民票のある水道使用者のうち、高齢者や障害者がいる世帯の経済的負担を軽減することを目的としています。

（2）事業の内容

対象者	別府市に在住（住民基本台帳記載者）の水道使用者のうち①～④のいずれかに該当する世帯 ①　６５歳以上のひとり暮らし世帯 ②　身体障害者手帳１級又は２級を交付されている者がいる世帯 ③　療育手帳Ａ１又はＡ２を交付されている者がいる世帯 ④　精神障害者保健福祉手帳１級を交付されている者がいる世帯
還付金額	基本料金の半額を年２回還付
利用者負担	なし
申請方法 及び 還付方法	別府市水道局窓口にて還付申請（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及び住所を確認できる書類、還付口座の通帳の提示） 還付は１年間に２回（４月・１０月）に申請のあった口座に還付

（3）事業の変遷

（把握できたところのみの記載）

年　月	内容
平成 11 年４月	別府市内に住民票のある世帯のうち ①　65 歳以上のひとり暮らし世帯 ②　重度身体障害者１級又は２級を交付されている者がいる世帯 を対象に還付
平成 16 年４月	①　療育手帳Ａ１又は A2 を交付されている者がいる世帯 ②　精神障害者保健福祉手帳１級を交付されている者がいる世帯 も対象に追加

（4）事業実績の推移

①還付対象者数

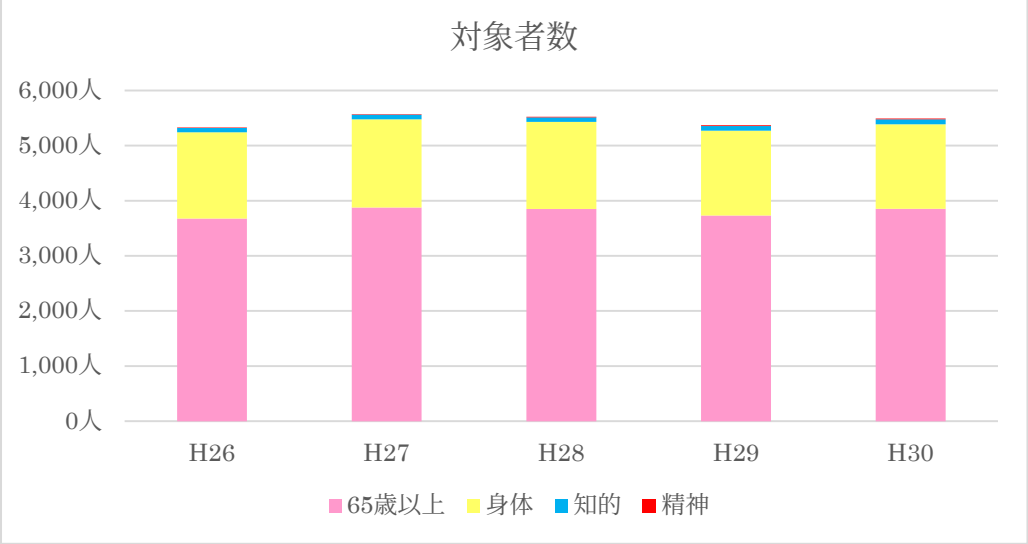

単位 ： 人

年度	65 歳	身体	知的	精神	合計
H26	3,678	1,565	78	8	5,329
H27	3,878	1,601	82	9	5,570
H28	3,850	1,580	82	12	5,524
H29	3,731	1,541	85	12	5,369
H30	3,855	1,532	91	14	5,492

②還付対象者割合

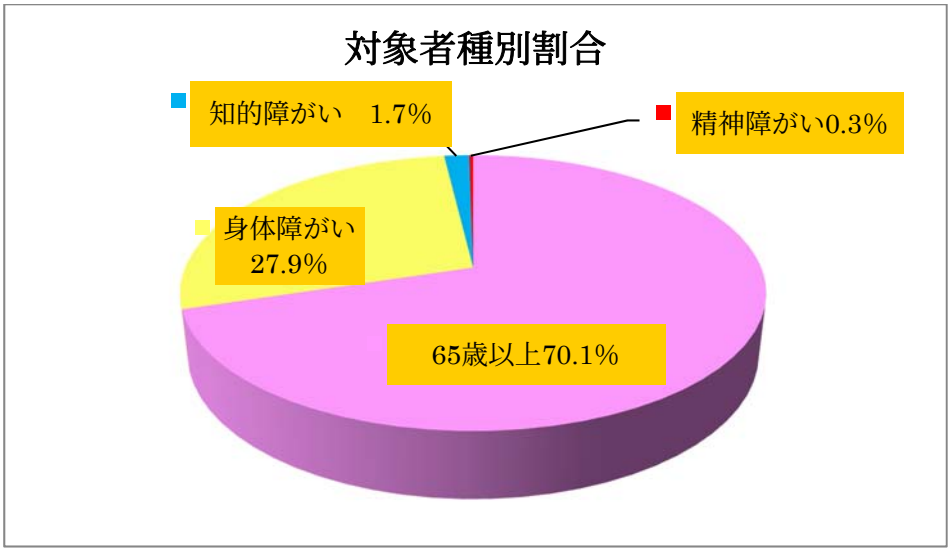

単位 ： 人

年度	65 歳	身体	知的	精神	合計
H30	3,855	1,532	91	14	5,492
割合	70.1%	27.9%	1.7%	0.3%	100%

③給水収益と還付額の推移

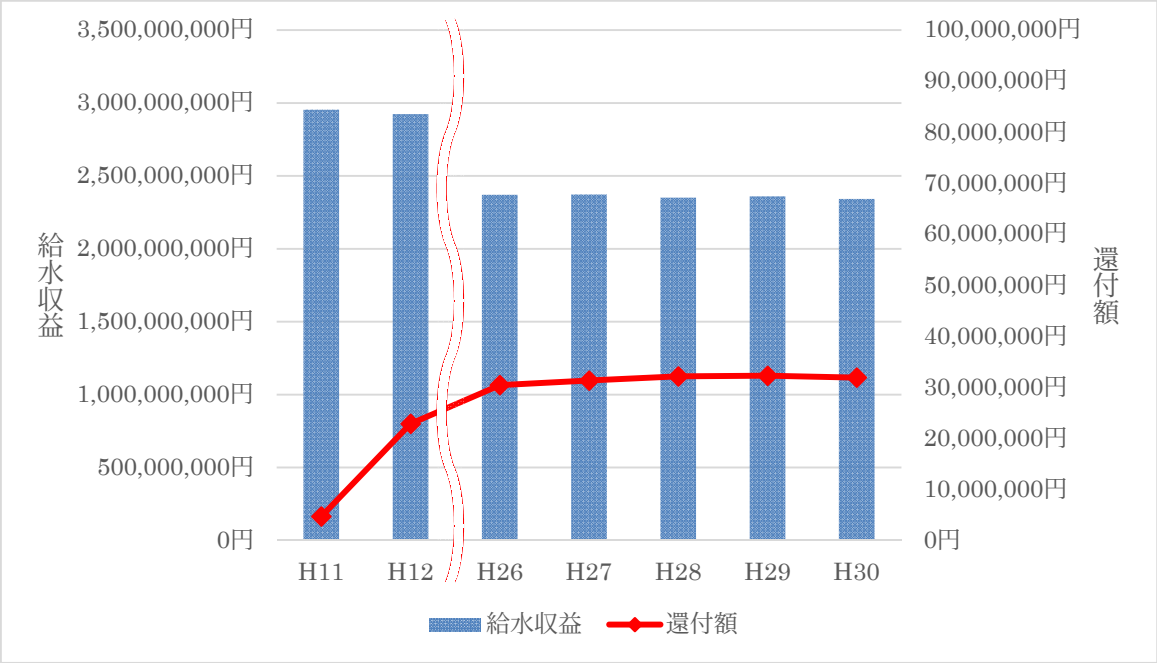

単位 ： 円

年度	給水収益	還付額
H11	2,957,481,371	4,685,100
H12	2,923,654,229	22,845,440
∫		
H26	2,371,070,287	30,411,232
H27	2,372,193,133	31,306,262
H28	2,351,065,145	32,122,127
H29	2,359,533,863	32,257,356
H30	2,341,644,962	31,895,581

（5）他市町村の状況

①九州管内類似団体の実施状況

自治体名	内容
鳥栖市 （佐賀県）	生活保護世帯、児童扶養手当の支給を受けている者がいる世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている者がいる世帯に、上下水道料金の基本料金相当額を免除。

（6）法制度や社会情勢の変化について

・本制度は、水道料金改定（平成９年）に伴い経済的負担の軽減を図るため、福祉施策の一環として平成１１年度より実施しています。

・大分県内では別府市だけが実施している制度です。

・制度実施から２０年が経過し、給水人口及び節水機器の普及などによる水道使用量の減少により給水収益は減少し、それに伴い純利益も減少しています。

・近年多発する災害に備え、老朽化した配水管や電気・機械設備の更新工事や耐震化工事は急務となっていますが、工事に係る財源の確保は年々厳しくなってきています。